

竹富町訪問税条例(案)に関するパブリックコメントの実施結果について

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|--|--|
| 1 | <p>とにかく 2000 円は高すぎるとおもう。500 円くらいしてほしい。</p> <p>それが何に使われるのか疑問。</p> <p>意味の無いものの購入や巨大滑り台などに使われたく無い。</p> <p>兎に角、船も高額なのにプラス 2000 円は私は反対です。</p> | <p>原案の税率については、訪問者により増大する財政需要を賄う目的から審議委員会の報告書で示された 3 案に対して、竹富町内の各島々での説明会で出された意見等を踏まえて、町長の判断により一旦 1,000 円とさせていただきました。</p> <p>いただいたご意見も含めて議会にご提示し、税率について慎重にご審議いただいた上で決定させていただきます。</p> <p>また、訪問税の用途に関しましては、条例の可決・施行後の議会における予算案の審議において十分議論を重ね、適切かつ有効な活用を目指していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 2 | <p>船会社の負担なり、船の便数が減らされるのが迷惑。一回でも、税徴収したら、二度となくならないから、それは今後の竹富町に迷惑なるので、是非白紙にし訪問税という悪税を阻止したい。</p> <p>竹富役場の利益は、観光客の損失、竹富町民の損失</p> <p>畜産業はなんの恩恵うけない。恩恵うけないのに、ましてや悪税はいらない。こんなに船会社に飛行機会社に、迷惑になる税は導入すべきでない。</p> | <p>訪問税は観光客等の訪問者への行政サービスの向上に資するものであることから、観光客の損失にはならないと考えております。また、訪問税の導入により本来町民の行政サービスに回るべき財源が確保されることは、畜産業に携わる方々も含めて竹富町民の方々にとっても損失にはならないと考えております。</p> <p>なお、船会社や飛行機会社等の特別徴収義務者となる事業者の方々とは、事前に十分な調整を行い、出来る限りご迷惑にならないよう配慮して参ります。</p> |
| 3 | <p>訪問税自体には賛成だが、現在の金額案 2000 円には反対です。</p> <p>竹富島にはほんの 1~2 時間遊びに来てレンタサイクルに乗る方がかなりの数います。船代よりも高い 2000 円では、その方達は来なくなるでしょう。</p> <p>島の業者への影響は考慮していますか？入域者が減るとは考えないの？</p> <p>人口が少ないぶん町の税収が乏しいのは分かるが、観光客からぶん取ろうというのは傲慢なのではないか。現在の財政に無駄はないのですか？もっと慎重に議論して進めていくべきです。</p> | <p>原案の税率については、訪問者により増大する財政需要を賄う目的から審議委員会の報告書で示された 3 案に対して、竹富町内の各島々での説明会で出された意見等を踏まえて、町長の判断により一旦 1,000 円とさせていただきました。</p> <p>いただいたご意見も含めて議会にご提示し、税率について慎重にご審議いただいた上で決定させていただきます。</p> <p>また、訪問税の用途に関しましては、条例の可決・施行後の議会における予算案の審議において十分議論を重ね、適切かつ有効な活用を目指していきたいと考えておりますので、税制度へのご理解のほどよろしくお願いいたします。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|---|--|
| 4 | <p>2 ページ 第 5 条 (2) について 訪問者が増加したことによる支出が増えているので訪問税で補うと認識しているのですが、修学旅行旅行は免除とゆうのは不公平感を感じます。そして修学旅行は訪問者全体から見ても、かなり割合として大きいと思うので、そこを免税にして金額を1000円にとゆうのは納得がいきません。一律に訪問税を徴収して500円以下に税率を下げてください。</p> <p>3 ページ 第 11 条について 石垣からのツアーで竹富町に入域している事業者で届出を出していない業者も多いです。そういった無届けの業者への対応をもっと明確化して欲しいです。正直者が損をするといった事にならないように、しっかりと対応して頂きたい。また個人で船で来られる方もいるが、そういった方への対応はどのようにされるのか？文書が難しく私には抜け落ちているように思えます。</p> <p>4 ページ 第 1 3 条 先程の意見に重複するが、届出を出していなければ訪問税を徴収せずに竹富町に入域できるのではないかと？個人、会社問わず、竹富町に入域する船全てをちゃんと届出させれるのかどうか甚だ疑問です。</p> | <p>修学旅行その他の学校行事への参加者を対象とした免税措置の是非に関しては、審議委員会の報告書では石垣市内の学校に限る限定的措置とする案が示されておりましたが、竹富町内の各島々での説明会で出された意見等を踏まえて、町長の判断により一旦全ての学校を対象とさせていただきました。ただし、他地域への来訪が訪問先の地域社会に影響を与えることやそれに対する負担の必要性は学ぶべき要素の一つであり、教育的観点からも徴収すべきとの意見もあることから、いただいたご意見も含めて議会にご提示し、修学旅行等への免税措置について慎重にご審議いただいた上で決定させていただきます。</p> <p>個人船や無届事業者の船を利用した者であっても、竹富町内の島々に訪問した者全てが訪問税の納税対象者となります。ただし、これらの訪問者については申告書を町長に提出して納税する申告納税の方法により徴収することとなりますので、脱税行為が起きないようにするため、事前の周知徹底や監視体制の確保等、運用段階において適切な措置を講じて参ります。</p> |
| 5 | <p>子供が高校や進学で島を出て、就職したあとに年に何回か行事や実家に帰るのに訪問税を取られたら帰ってこなくなるんじゃないか、親や祖父母がこの島にいる、または中学までは島で生活していた人は訪問税を徴収するべきではないと思います。家業の手伝いで夏は数回帰ってきて手伝うって話をしていたのに観光でもない人からの訪問税はとるべきではないと思います。島に気軽に帰れなくなると思います。</p> | <p>原案では、「竹富町外にある学校に通う学生、生徒、児童のうち、竹富町民の扶養親族である者」は課税対象から除外しております。</p> <p>ただし、扶養親族でなくなった竹富町出身者や親族に関しては、他の訪問者との線引きや税の公平性の観点からの区別が難しく、課税対象から除外することは困難と判断いたしました。</p> <p>また、訪問頻度が高い場合には、年払い制度をご活用いただき、ご負担を少しでも軽減いただければと考えております。なお、竹富町出身者の帰島を促すための取組については、訪問税制度とは切り離れた別の施策として、別途、検討していきたいと考えております。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|---|--|
| 6 | <p>金額が1,000円となっているが、前に言われていた2,000円はどこにいったのでしょうか？</p> <p>あとはどの島も一律同額というのがやっぱり理解できません。</p> <p>ただでさえ観光客が少ない島に更に追い打ちをかけるような制度はいかがなものかと思えます。</p> <p>過去の観光客数を比較して各島ごとに金額を設定すれば良いと思います。</p> <p>それなら不満も減るのでは？</p> | <p>原案の税率については、訪問者により増大する財政需要を賄う目的から審議委員会の報告書で示された3案に対して、竹富町内の各島々での説明会で出された意見等を踏まえて、町長の判断により一旦1,000円とさせていただきましたが、税率については議会において慎重にご審議いただいた上で決定させていただきます。</p> <p>税制度は憲法第14条第1項の規定により「税の下の平等」が厳格に定められており、同一自治体内で課税額に差を付けることは不公平な課税とみなされるため、島毎に課税額を変えることはできません。また、特定の島だけに限定して課税することは可能ですが、訪問者に起因した財政需要の増大は特定の島だけに発生している課題ではなく、しかも対象となる島以外の住民は竹富町民であっても納税義務者となってしまいます。そのため、原案では竹富町を一つのエリアとして扱い、外部から竹富町への訪問者を納税義務者として、訪問者に起因する財政需要を一律に負担してもらう仕組みとしています。</p> |
| 7 | <p>エビデンス資料提供不足</p> <p>各島毎の訪問者数と経費の金額の実績値の公開。</p> <p>その1人当たりの経費が島毎で差がない事の証明（訪問者負担根拠）</p> <p>上記から算定される経費。</p> <p>徴収する金額と経費の差額の説明。</p> | <p>竹富町のホームページによる情報共有等に努めて参りましたが、まだ不十分な点は多々あるかと存じます。また、税徴収に必要な経費算定等については、まだ不明確な要素も多く、十分な算定ができておりません。いただいたご意見も踏まえて、今後もデータの収集、解析を行ったうえで、適切な情報共有に努めて参りたいと考えております。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|---|--|
| 8 | <p>黒島の海が好きで時々行きますが、一律 1000 円は不公平と思います。黒島は圧倒的に旅行者が少なく、一律 1000 円だと、船代 3000 円なので 3 割アップとかなりの値上げ感があり、数少ない旅行者も足を運ばなくなると思います。</p> <p>西表島や竹富島は旅行者が多くて困っているのかもしれませんが、そのような島と一括りにするのはおかしいと思います。</p> <p>黒島の為になるのならお金を払っても良いですが、きっと今の状況を見ると(港の改修がされていない等)、他の島が優遇されることでしょう。</p> <p>課税するなら、船代の 10 パーセントが限度だと思います。</p> | <p>原案の税率については、訪問者により増大する財政需要を賄う目的から審議委員会の報告書で示された 3 案に対して、竹富町内の各島々での説明会で出された意見等を踏まえて、町長の判断により一旦 1,000 円とさせていただきました。</p> <p>いただいたご意見も含めて議会にご提示し、税率について慎重にご審議いただいた上で決定させていただきます。</p> <p>税制度は憲法第 14 条第 1 項の規定により「税の下の平等」が厳格に定められており、同一自治体内で課税額に差を付けることは不公平な課税とみなされるため、島毎に課税額を変えることはできません。また、特定の島だけに限定して課税することは可能ですが、訪問者に起因した財政需要の増大は特定の島だけに発生している課題ではなく、しかも対象となる島以外の住民は竹富町民であっても納税義務者となってしまいます。そのため、原案では竹富町を一つのエリアとして扱い、外部から竹富町への訪問者を納税義務者として、訪問者に起因する財政需要を一律に負担してもらう仕組みとしています。</p> |
| 9 | <p>竹富島では 2019 年より 300 円の入島料を導入しています。それから 5 年経ち、収受率は伸び悩んでいますが、興味関心を示してくれる人の数は増加傾向にあることが見受けられます。その数に比例して、竹富港のかりゆし館では入島料の使い道に関する問い合わせも多々あり、そのたびに説明を行っています。竹富島の入島料の場合は、財団の SNS や HP を通して活用方法を発信しているため、それをういて説明を行ったり資料を作成して掲示していますが、まだ不十分だと感じています。金額を問わず、現場単位には説明責任が発生するため、入島料の使い道についても同様に島民への説明責任を果たしてほしいと考えています。特に、竹富島の場合は前述したとおり、独自に導入している入島料との違いなどの質問が想定されますので、その点も考慮していただき、丁寧に対応してほしいと考えています。</p> | <p>訪問税の用途に関しましては、条例の可決・施行後の議会における予算案の審議において十分議論を重ね、適切かつ有効な活用を目指していきたいと考えております。また、用途に関する説明責任に関しましては、訪問者や町民の皆様のご理解をいただき、本制度を適切に運用していく上でも極めて重要な観点であると認識しております。いただいたご意見も踏まえて、丁寧な対応を行うべく引き続き検討していきたいと考えております。</p> |
| 10 | <p>このままでよい 訪問税は必要だと思います。</p> | <p>ご賛同いただき、ありがとうございます。訪問税の必要性について、より多くの方々にご理解いただくよう努めて参ります。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|---|---|
| 11 | <p>竹富町全体での入島税は反対です。</p> <p>小浜島、西表島といったリゾート地、世界遺産登録地は人が集まりやすいが黒島とかは何もないので、普段から竹富町黒島へ旅行されている方は嫌な気持ちになると思います。もっとお金を稼ぐパワーバランスを考えないと、竹富町全体の評価が下がるのではと思います。</p> <p>僕らが旅行で行かせてもらっている時は極力、入島した所でお金を使えるだけ使っています。</p> <p>竹富町全体が維持、管理などでお金が必要なのはわかりますので、もう少し、名目、回収方法を別目線で考えて頂いてはどうでしょうか？</p> <p>入島税という名目で搾取しようって魂胆が見えるのは本当に良くないです。</p> | <p>訪問先の島々での消費にお気遣いいただき、ありがとうございます。</p> <p>しかし、竹富町の訪問者により増大する財政需要は、訪問者の方々の島内消費を通じた経済効果だけでは賄い切れない状況にあり、訪問税の導入を検討しておりますこと、ご理解いただければと思います。</p> <p>また、税制度は憲法第 14 条第 1 項の規定により「税の下の平等」が厳格に定められており、同一自治体内で課税額に差を付けることは不公平な課税とみなされるため、島毎に課税額を変えることはできません。また、特定の島だけに限定して課税することは可能ですが、訪問者に起因した財政需要の増大は特定の島だけに発生している課題ではなく、しかも対象となる島以外の住民は竹富町民であっても納税義務者となってしまいます。そのため、原案では竹富町を一つのエリアとして扱い、外部から竹富町への訪問者を納税義務者として、訪問者に起因する財政需要を一律に負担してもらう仕組みとしています。</p> |
| 12 | <p>島に行きたい人は、当初予定の 2 0 0 0 円でも絶対に行きます。来訪者が極端に減少する事はないと思います。</p> <p>旅でケチケチしてる人はいないし、2 0 0 0 円で島の環境保護、島の発展に役立つなら島のファンは喜んで払います。</p> <p>いつまでも島を維持するためにも 2 0 0 0 円にして下さい。</p> | <p>原案の税率については、訪問者により増大する財政需要を賄う目的から審議委員会の報告書で示された 3 案に対して、竹富町内の各島々での説明会で出された意見等を踏まえて、町長の判断により一旦 1,000 円とさせていただきました。</p> <p>いただいたご意見も含めて議会にご提示し、税率について慎重にご審議いただいた上で決定させていただきます。</p> |
| 13 | <p>このままでよい</p> | <p>ご賛同いただき、ありがとうございます。訪問税の必要性について、より多くの方々にご理解いただくよう努めて参ります。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|---|---|
| 14 | <p>今回の訪問税は心配も多いですが是非やるべきだと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算出方法のうち、以前の入域観光客数100万人には町民も数に入っていないませんでしたか？半分の50万人で考えていくべきかと。 ・1島ごとの訪問でそれぞれに訪問税を徴収するのではなく、日帰り～5日間1,000円にし、延長を5日間ごとにし500円徴収などの有効期限を設定してはいかがでしょうか？訪問税で数時間しか滞在しない短時間の観光にセーブをかけ、石垣島滞在ではなく少しは町内滞在へ促せるだろうと考えます。 ・徴収方法について、船会社の負担はとても大きいと思うことから、訪問税の利用方法に離島ターミナルのより良い利活用などを盛り込み、各船会社が発行する訪問税の件数に応じてターミナル家賃の補助するのが良いと考えます。 ・観光地や離島へ旅行へ行くと、そこでの利用料がかかっても全然構わない方が多いと思います。竹富町の島々にはそれぞれに魅力があり、それぞれ目的を持って旅行へ来る観光客が多いので、トータル10万円の旅行が10万1千円になっても旅行するし、3万円が3万1千円になっても来てくれると思います。2,000円でも良かったと思います。 ・訪問税のスタート後は徴収予定額・利用予定方法と実際の徴収額・利用方法を円グラフ化し、観光客や住民に案内すべきだと思います。 ・希望利用方法（※多数の用途をご提案いただきましたが、紙面上割愛させていただきます。）町民で賛成が多いのは使えるお金が増えるからです。観光客からお金をいただく以上、無駄使いは絶対にしないようお願いします。 ・沖縄県は2026年からの宿泊税導入へも動いています。各宿泊事業所が徴収しますが、お客さんからダブル徴収のクレームが出ないか心配です。 ・有識者委員会メンバーに観光事業者や観光関連団体を入れるべきだった。 | <p>以前の入域観光客数100万人の数値は、現在の算定方法とは異なりますが、アンケート調査結果から得られた乗船客数に占める観光客数の比率から推定した観光客数であり、町民は含まれておりません。</p> <p>1回の訪問ごとに課税するのではなく有効期限を設定する案については、有効期限内の納付済みの証明書の不正使用等の脱税行為のリスクが高まる可能性が指摘されており、検討を見送った経緯がございます。</p> <p>原案の税率については、訪問者により増大する財政需要を賄う目的から審議委員会の報告書で示された3案に対して、竹富町内の各島々での説明会で出された意見等を踏まえて、町長の判断により一旦1,000円とさせていただきました。いただいたご意見も含めて議会にご提示し、税率について慎重にご審議いただいた上で決定させていただきます。</p> <p>訪問税の用途に関しましては、条例の可決・施行後の議会における予算案の審議において十分議論を重ね、適切かつ有効な活用を目指していきたいと考えております。また、用途に関する説明責任に関しましては、訪問者や町民の皆様のご理解をいただき、本制度を適切に運用していく上でも極めて重要な観点であると認識しております。いただいたご意見も踏まえて、丁寧な対応を行うべく引き続き検討していきたいと考えております。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|--|--|
| 15 | <p>1. 2 ページ 25 行目第 7 条について 1000 円の訪問税は高すぎる。この金額ではかなり多くのところに影響があり、逆に観光客の減少や民宿など観光産業に影響し島を離れざるを得なくなり人口減少に繋がりかもしれない。300 円かせめて 500 円くらいでよいのではないか。</p> <p>2. 7 ページ 5 行目付則第 5 条について 5 年毎に見直すところがあるが、毎年見直すようにしてほしい。観光客の減少などの影響があるときに 5 年では民宿などの仕事が続けていけない場合もあり、早急に見直す必要がある場合もあり、町民への影響を最小限にするには、毎年の見直しが必要。</p> <p>3. 訪問税の条例全体について 各島の説明会で、出た意見が反映されているのか疑問がある。答申ありきの条例案に思える。町民の意見をしっかり反映させてほしい。</p> | <p>原案の税率については、訪問者により増大する財政需要を賄う目的から審議委員会の報告書で示された 3 案に対して、竹富町内の各島々での説明会で出された意見等を踏まえて、町長の判断により一旦 1,000 円とさせていただきました。いただいたご意見も含めて議会にご提示し、税率について慎重にご審議いただいた上で決定させていただきます。</p> <p>訪問税の導入による観光客数の動向や観光事業者の経営状況等に関するモニタリングについては、データ取得が可能な範囲内で毎年継続的な監視を行い、その結果を踏まえて単年度ごとに必要な施策の検討、予算計上等を行い、定例議会に諮っていくこととなります。ただし、これらの各個別施策の効果を確認した上で条例そのものの見直しの必要性を議論するには、5 年程度の時間が必要になるものとの判断から、附則第 5 条において 5 年毎の条例の見直し規定を盛り込むことと致しました。</p> <p>各島の説明会での意見は一様ではなく、かつ、全てを反映することは不可能ですが、町政の方針に照らして反映できるところは出来る限り反映して参ります。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|---|---|
| 16 | <p>(税率) 第7条 竹富町訪問税の税率は、訪問者が訪問をするごとに1人1,000円とする →住民説明会では税額を2,000円にしないと行政需要を賄えないと説明していましたが、1,000円だと説明会で見込まれていた税額の半分になります。 「住民が2000円は高いからもっと安くしてほしい」という理由で税額を半額にするようではこれから健全な財政運営ができるのか疑問です。 就業者の7割が観光業に従事している竹富町で訪問税は観光客を減らす要因になるのではないかと心配をする住民の要望に応えるレベルでは、町長は覚悟が足りない。町長が町の未来をこうしたいというビジョンを語らなかったため、住民に税額を2000円にして町をよくしていこうという覚悟を決めさせることができなかったが、私は税額を2000円でなく、3000円でもよいと思っています。 集まった税金を0歳から2歳まで子供を預けることができず共働きができない家庭に毎月20万円くらい支給すれば安心して竹富町の島で子育てができるのではないかと。竹富町で育った子供は大学の授業料を4年間全額補助すれば、子供も安心して学業に打ち込め、島で育った子供たちが島に帰ってくるきっかけになるのではないかと。1000円の税額でゴミ問題、道路整備、wifi整備、この3つをメイン事業にするのですか。未来への投資は1000円で何ができるのですか。 町長は住民に説明をしていた案を実現するよう、再度、町民に訴えてください。 1000円に決めて早く施行するよりも、時間をかけてでも2000円、3000円にする方が町民のためだと思います。</p> | <p>原案の税率については、訪問者により増大する財政需要を賄う目的から審議委員会の報告書で示された3案に対して、竹富町内の各島々での説明会で出された意見等を踏まえて、町長の判断により一旦1,000円とさせていただきました。いただいたご意見も含めて議会にご提示し、税率について慎重にご審議いただいた上で決定させていただきます。 また、訪問税の用途に関しましては、条例の可決・施行後の議会における予算案の審議において十分議論を重ね、適切かつ有効な活用を目指していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|--|---|
| 17 | <p>訪れる来訪者等によって発生する標準以上の行政需要とは具体的に何か？ 訪問税が使われる場所等を具体的に説明して欲しい</p> <p>払った訪問税の金額に納得がいくようにしなければならない 金額が 1000 円と高額になるので金額の内訳を説明して欲しい まずは訪問者が利用する物に対しての個別有料化から始めてはどうか？</p> | <p>竹富町のホームページに掲載している審議委員会の「竹富町訪問税導入について【報告書】」や青木委員長の「訪問税の理論と要点」にも財政需要の推定や税率設定の根拠に関するデータを記載しておりますので、ご参照ください。</p> <p>これまでもホームページによる情報共有等に努めて参りましたが、まだ不十分な点は多々あるかと存じますので、今後もデータの収集、解析を行ったうえで、適切な情報共有に努めて参りたいと考えております。</p> <p>なお、訪問者が利用するものは、道路や水道等の社会基盤も含めて多種多様であり、個別有料化では対応が困難なものも多いため、訪問税という形での徴収を考えております。</p> |
| 18 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 納税義務者 第 4 条 訪問者全員に対する課税自体に反対します。おもてなしと反対で島の訪問自体を敬遠します。島へ物資などを納入する事業者について、免除規定がないため、島の振興に寄与する事業所の負担が増え、事業所が撤退等する恐れが十分にある。以上から、宿泊税など限定する形での課税の検討がなされるべきではないかと意見します。修学旅行などは免除としているが、第 5 条 (3) 障がい者割引を除き、税負担の公平性の観点から、島の都合の良い対象のみ免除され、被課税者に納得のいかない、公平性を欠くものとなっている。課税するのであれば、公平性を確保すべき。 ・ 課税免除、減免の手続きについて 減免等の手続きが明らかでないが、減免の対象者であっても週末、祝日 役場の営業しない機関の手続きが出来ず、減免手続きが出来ず、支払わざるを得ない状態が想定される。 ・ 島の都合のみで、本来、取り組むべき取り組みを行わず、安易に新しい税収で賄おうとすることは、単なる延命措置に過ぎず、新しい課税をするトレンドに乗った形なのかもしれないが、トータルでは逆効果であると考えます。 | <p>島へ物資などを納入する事業者等、訪問頻度が高い場合には、年払い制度をご活用いただき、ご負担を少しでも軽減いただければと考えております。</p> <p>修学旅行その他の学校行事への参加者を対象とした免税措置に是非に関しては、他地域への来訪が訪問先の地域社会に影響を与えることやそれに対する負担の必要性は学ぶべき要素の一つであり、教育的観点からも徴収すべきとの意見もあることから、いただいたご意見も含めて議会にご提示し、修学旅行等への免税措置について慎重にご審議いただいた上で決定させていただきます。</p> <p>また、竹富町では日帰り利用者の割合が大きく、宿泊税では訪問者により増大する財政需要を賄うことが難しいこと、また、原因者負担の考え方に基づく税制度であることから日帰りと宿泊で訪問者を区別し、宿泊者のみに税負担を課するのは公平性の観点から望ましくないと判断しました。</p> <p>減免措置の手続きにつきましては、いただいたご意見も踏まえて納税者の利便性にも十分配慮し、適切な納税を行っていただけるよう検討して参ります。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|---|--|
| 19 | <p>条例案賛成です。</p> <p>しっかりとした考えや目的がはっきりしているのに、説明会ではそれが発揮されず住民の同意も少なかったのではないのでしょうか？</p> <p>導入後は、使い道について年度ごとに、誰でも閲覧できるようにすべきです。また、この訪問税のおかげで住民からも観光客からも『良くなった、納得できる使い道』の評価がされるように優先順位を間違わずに実行して下さい。</p> <p>気になるのは、窓口になる船会社への手数料です。1000円は妥当だと思いますが、手数料を何%で契約するのか？が気になります。本来であれば船会社ごとに窓口で町職員を配置して対応すべきです。そして、その対応する職員が不正をしないような仕組みも大事だと考えます。</p> <p>コロナ前に沖縄県は観光のための宿泊税導入を打ち出しました。コロナで一度白紙になりましたが、昨年秋より復活しています。先に訪問税をスタートさせないと、やりにくくなります。</p> | <p>ご賛同いただき、ありがとうございます。訪問税の必要性について、より多くの方々にご理解いただくよう努めて参ります。</p> <p>また、訪問税の用途に関する説明責任に関しましては、訪問者や町民の皆様のご理解をいただき、本制度を適切に運用していく上でも極めて重要な観点であると認識しております。いただいたご意見も踏まえて、丁寧な対応を行うべく引き続き検討していきたいと考えております。</p> <p>船会社や飛行機会社等の特別徴収義務者となる事業者の方々とは、事前に十分な調整を行い、いただいたご意見も踏まえて窓口での混乱が発生しないよう徴税官の配置等も含めて検討して参ります。</p> |
| 20 | <p>訪問税が徴収されることに異論はありませんが、竹富町のは徴収額が多すぎると思います。</p> <p>家族での訪問者は石垣島から船舶を利用しなくなるのでは？</p> <p>まずは数百円の徴収から始めて、徐々に増額するのが望ましいと思います</p> | <p>原案の税率については、訪問者により増大する財政需要を賄う目的から審議委員会の報告書で示された3案に対して、竹富町内の各島々での説明会で出された意見等を踏まえて、町長の判断により一旦1,000円とさせていただきました。いただいたご意見も含めて議会にご提示し、税率について慎重にご審議いただいた上で決定させていただきます。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|---|---|
| 21 | <p>役場職員を支払い対象から除外するのであれば、石垣市や与那国町からの介護職や医療従事者も除外するべき。これは、住民たちへの介護や医療のサービスの低下へと繋がりがねないため。</p> <p>6歳から大人まで一律の1,000円にする必要性はない。18歳未満で大人が同伴する訪問であれば500円にするなど子育て支援として減額も考えて欲しい。(大人1名あたり18歳未満2名までは減額など)</p> <p>1回の訪問とは分かりずらく、石垣島を起点としていくつかの町内の島を周遊する場合はどうなるのか分かりづらい。納付書を提示すれば1回で済むのか、島に渡る度に払うのか？</p> <p>町内の宿泊を証明出来る場合は減額を。これは、今後沖縄県が宿泊税を導入した場合は負担が大きくなり竹富町へいくことを躊躇してしまう。</p> | <p>原案では、役場職員も課税対象者となります。</p> <p>また、介護職や医療従事者等で町内の事務所又は事業所に通勤する者は課税対象外となりますし、通勤ではないが訪問頻度が高い場合には、年払い制度をご活用いただき、ご負担を少しでも軽減いただければと考えております。</p> <p>18歳未満といった年齢や宿泊と日帰りの違いで税率を変えることについては、税負担の公平性の観点と徴収時の確認の手間等を考慮し、導入は難しいと判断いたしました。</p> <p>原案では、石垣島を起点として町内の各島を往来する場合には、その都度税金をお支払いいただくこととなります。ただし、町内の島間移動であれば最初に町内に入った時のみの課税となるため、町内の島間航路を増やす等による訪問者の方々の負担軽減策について検討したいと考えています。</p> |
| 22 | <p>「2ページの第7条」</p> <p>1000円は高いと思う。帰省した時に島に帰りたくても躊躇してしまう金額。</p> <p>また、こっちの友人や知り合いが石垣島旅行で離島に行こうか迷っている話を聞いた時に、1000円だとお勧めしづらい。私だったら石垣で済ませてもいいかもと思ってしまう。300円くらいならいいかと思う。</p> <p>「7ページの第5条」</p> <p>毎年、長くても2年に1回は見直しが必要だと思う。</p> | <p>原案の税率については、訪問者により増大する財政需要を賄う目的から審議委員会の報告書で示された3案に対して、竹富町内の各島々での説明会で出された意見を踏まえて、町長の判断により一旦1,000円とさせていただきました。いただいたご意見も含めて議会にご提示し、税率について慎重にご審議いただいた上で決定させていただきます。</p> <p>訪問税の導入による観光客数の動向や観光事業者の経営状況等に関するモニタリングについては、データ取得が可能な範囲内で毎年継続的な監視を行い、その結果を踏まえて単年度ごとに必要な施策の検討、予算計上等を行い、定例議会に諮っていくこととなります。ただし、これらの各個別施策の効果を確認した上で条例そのものの見直しの必要性を議論するには、5年程度の時間が必要になるものとの判断から、附則第5条において5年毎の条例の見直し規定を盛り込むことと致しました。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|---|---|
| 23 | <p>1 ページ目冒頭について 全ての訪問者から決して安いとは言えない訪問税を徴収し、年間でどれほどの金額になり、徴収した訪問税を何に充てるのか、具体的な予算案は立てているのか。 冒頭の説明だけでは説得力に欠ける。</p> <p>2 ページ目(税率)第7条について 訪問税 1000 円は高すぎる。上記と類似するが、1000 円と決めた根拠が伝わらない。また、観光客の減少により、竹富町の主産業である観光業が衰退してしまっは元も子もない。さらに、観光客だけではなく、竹富町に実家があり町外に住んでいる方々は帰省する度に訪問税 1000 円を支払わなければならないことになる為、気軽に帰省もできなくなってしまう。せめて 300 円ほどの金額なら無理なく支払うことができると思う。</p> | <p>竹富町のホームページに掲載している審議委員会の「竹富町訪問税導入について【報告書】」や青木委員長の「訪問税の理論と要点」にも財政需要の推定や税率設定の根拠に関するデータを記載しておりますので、ご参照ください。</p> <p>これまでもホームページによる情報共有等に努めて参りましたが、まだ不十分な点は多々あるかと存じますので、今後もデータの収集、解析を行ったうえで、適切な情報共有に努めて参りたいと考えております。</p> <p>原案の税率については、訪問者により増大する財政需要を賄う目的から審議委員会の報告書で示された3案に対して、竹富町内の各島々での説明会で出された意見等を踏まえて、町長の判断により一旦1,000円とさせていただきました。いただいたご意見も含めて議会にご提示し、税率について慎重にご審議いただいた上で決定させていただきます。</p> |
| 24 | <p>年に数回、ダイビングで竹富町に行きますが、訪問税が導入されればもう行かないと思う。 安易な税の策定に反対します。 とるならインバウンド客だけにすべき。</p> | <p>竹富町の訪問者により増大する財政需要は、訪問者の方々の島内消費を通じた経済効果だけでは賄い切れない状況にあり、訪問税の導入を検討しておりますこと、ご理解いただければと思います。</p> <p>また、納税対象者を外国からの訪問者に限定することは、税負担の公平性の観点から困難であると判断いたしました。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|---|---|
| 25 | <p>説明会に参加し訪問税の徴収は致し方ないと思いますが以下3点検討ください。</p> <p>1. 訪問税の有効期限 竹富町の魅力は、島ごとに文化や自然が違う所であり、その島々を数日の滞在中に堪能できるというのは、日本でも数少ない特色のひとつです。実際竹富町への来訪者の多くは、滞在中にいくつかの島に行く方も多く、西表島の場合は、石垣島滞在中で2日連続西表島に通われる方も決して少なくありません。お客様も訪問税を毎日、毎回、島ごとに払うというのは負担が大きくなり過ぎるので、訪問税を1日限りではなく5日や1週間などの有効期限をつけられれば良いと思います。</p> <p>2. 自船を持つツアー会社からの徴収 現在石垣島の海の事業所はお昼休憩に竹富町の島の港をよく利用します。この方たちからも訪問税を徴収しないと石垣島発のツアーに参加すれば竹富町の島には無料でいけて竹富町の業者を使えば、訪問税がかかる。となり、竹富町の事業所にとっては非常に危機的状況になります。例えば、鳩間港にお昼休憩で立寄る業者の半分は石垣島の事業者で、滞在方法はそれぞれですが、この方たちからも訪問税を徴収するべきであり、徴収する方法をぜひ構築していただきたい。</p> <p>3. 石垣市民からの徴収 石垣市民からも同じように徴収することに関しても2点懸念があります。1つは離島では船や家の修理、浄化槽の汲み取り、シロアリの定期的駆除作業など日帰りで業者に依頼することが多々あります。この方たちからも徴収すれば間違いなく、出張費に上乗せされ、結局支払うのは竹富町民という矛盾が発生します。</p> <p>また、もし今後石垣市が訪問税の徴収を始めた場合、竹富町民から徴収するとなると、離島民は病院へ行く際、買い物に行く際、子供の試合の応援に行く際などその都度徴収されるということになります。これを考えると、同じ八重山に住所がある方からは徴収しなくてもよいのではないのでしょうか？</p> | <p>訪問税の徴収についてご理解いただきありがとうございます。</p> <p>1回の訪問ごとに課税するのではなく有効期限を設定する案については、有効期限内の納付済みの証明書の不正使用等の脱税行為のリスクが高まる可能性が指摘されており、検討を見送った経緯がございます。</p> <p>また、町内に滞在し続ける場合は最初に町内に入った時のみの課税となるため、徴収を用いて、竹富町内の島間移動や宿泊を推進するような施策を行うことも検討していきたいと考えております。</p> <p>ツアー会社が自船で来町する場合も、特別徴収義務者としてツアー参加者から税を徴収していただく義務が生じます。ただし、特別徴収義務者が自身の輸送した来町者数をもとに収めるべき税額を申告し、納入する形となります。脱税行為が起きないようにするため、事前の周知徹底や監視体制の確保等、運用段階において適切な措置を講じて参ります。</p> <p>竹富町訪問税は、来訪者により増幅する財政需要に対応するため、その財政需要を発生・増幅させる原因者に負担の一部を求めるという考え方で制度設計しており、石垣市民も来訪者であることから、非課税とすることはできないという結論となりました。ただし、年払い制度を設けておりますので、竹富町への訪問の機会が多い方には、年払い制度をご活用いただき、ご負担を少しでも軽減いただければと考えております。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|---|---|
| 26 | <p>日本人が自由に往来出来ない「現代の関所」に他ならないので絶対反対。観光客のみから徴収する方法を考えるべき。竹富町民が石垣市や那覇市に入境する際にも支払わせるべきと言われたらどう思いますか？</p> | <p>竹富町訪問税は、多くの来訪者により発生・増幅する財政需要に対応するため、竹富町に訪問する方に税負担をお願いする制度となっています。観光客以外の来訪者においても財政需要を発生・増幅させているため、非課税とすることはできないという結論になりました。</p> <p>なお、竹富町への訪問回数が多い方には、年払い制度をご活用いただき、ご負担を少しでも軽減いただければと考えております。</p> |
| 27 | <p>このままでよい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額は強気でいいと思う。それだけの魅力のある島々だと思うから。 ・観光地の将来として考えた場合私は 5,000 円でも 1,0000 円でもいいと思う。 ・町長は、2,000 円や 3,000 円にしか出来ないと思ふと妥当点を仕方なく提案していると思いますが、中途半端な額に設定した結果が、目に見える大きな変化に手が届かなかった場合を考慮し、まずは本当に満足いく価格でやってみて、駄目だったら、我慢できるまで質を落として価格を下げる。じゃないと、折角これだけの行動力が無駄になってしまうのではないかという方が心配です。 <p>島によって、元々の往来の数も違うので捉え方が違うとは思いますが、財源が豊富にあるならば町がそこもカバー出来るし何も心配はいらない、問題なくいい島を目指せばいい。そこに専念して堂々といい観光地を作ることが出来るのではないか。既に、道路のガードレールや標識の劣化も始まっています。海も漂着ごみで一杯で、処理をしたくてもお金がなくて手が出せない状況だと思います。やっぱり今すぐにでも取り組む必要があると思うし、財源が取り込める可能性のある今だから出来る計画だと思う。皆んなから憧れられなくなってしまった島になってからでは、観光客を呼び寄せることから始めなければならなくなり、お金の確保ももっと大変になると思う。</p> | <p>原案の税率については、訪問者により増大する財政需要を賄う目的から審議委員会の報告書で示された 3 案に対して、竹富町内の各島々での説明会で出された意見等を踏まえて、町長の判断により一旦 1,000 円とさせていただきました。</p> <p>いただいたご意見も含めて議会にご提示し、税率について慎重にご審議いただいた上で決定させていただきます。</p> <p>ご指摘いただいた通り、訪問税の税収を財源としてどのように活用し、いい島を作っていくかということが重要だと考えております。訪問税の用途に関しましては、条例の可決・施行後の議会における予算案の審議において十分議論を重ね、適切かつ有効な活用を目指していきたいと考えております。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|---|---|
| 28 | <p>訪問税導入に関しては大賛成ですが、税額 1,000 円に関しては疑問点が残ります。</p> <p>必要な税収入に関しての計算は専門家にお任せするとして、当初の計画 2,000 円から 1,000 円になった背景には、訪問税導入による入域者数の減少への町内の各島々や企業への不公平な影響を懸念してバランスをとったのだと推察します。</p> <p>もしそうだとすれば、竹富島のように現在オーバーツーリズム問題に四苦八苦している島への入島者数の制限などの政策も併せて行う必要があります。訪問税 1,000 円が導入されても、竹富島への入島者が適正な数に減少するとは考えにくいからです。</p> <p>増えた税収で、ゴミ処理、医療体制、休憩所や食堂などのインフラが整ったところで、小さな島に昼間だけ島民の何倍もの顔も知らない人が活動している状況はなんら変わることはありません。</p> <p>竹富島のオーバーツーリズム問題は、その入島者の異常な多さ自体が問題なのだと考えています。</p> | <p>原案の税率については、訪問者により増大する財政需要を賄う目的から審議委員会の報告書で示された 3 案に対して、竹富町内の各島々での説明会で出された意見等を踏まえて、町長の判断により一旦 1,000 円とさせていただきました。いただいたご意見も含めて議会にご提示し、税率について慎重にご審議いただいた上で決定させていただきます。</p> <p>なお、1000 円の税率設定は、税の徴収そのものにより観光客数を減少させることを意図したのではなく、税収を財源としてオーバーツーリズム対策等、持続可能な観光地であるための施策を行っていくことを想定しております。これを含めて、訪問税の用途に関しましては、条例の可決・施行後の議会における予算案の審議において十分議論を重ね、適切かつ有効な活用を目指していきたいと考えております。</p> |
| 29 | <p>仕事で竹富町の島々へかなり頻繁に通っています。</p> <p>毎回、島へ渡るごとに 1000 円は正直厳しいです。</p> <p>年間パスポート、もしくは事業証明書のようなものを発行していただき、免除申請ができるようにしていただきたいです。農業従事者を支援するボランティアを行っています。これ以上、身銭は切れない状況です。</p> | <p>竹富町に頻繁に訪問される方については、年払い制度により負担軽減を図っております。年払い制度を利用することにより、年間 5000 円の税負担で回数を問わず訪問できますので、ご活用いただけますと幸いです。</p> <p>なお、竹富町内にある事務所又は事業所に通勤する方については課税の対象外となります。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|---|--|
| 30 | <p>竹富町訪問税条例（案）について、各島々への行政サービスを充実させるために導入することに一定の理解はある。しかし、各島々の経済及び文化等における郷友会の貢献についても勘案して頂きたい。各島々に行事において、郷友会の協力は欠かせないものである。文化継承は先人達から先輩方に、そして、私達後輩に受け継がれていくものである。石垣市等に所在する郷友会においては、日常の練習は所在する地域で行うことが出来ても、やはり、各島々に渡り実際に行事を体験しないと継承は出来ないものと思う。また、郷友会会員においては、移住者一世の高齢化が進み、日常生活においても余裕がない中、伝統文化の継承に尽力頂いているところである。そこに、1000円と言えどもこれ以上の負担を課すのは酷である。会員の高齢化と並んで問題となっているのが、後継者問題である。移住者二世からは各島で生活したことがない者も多く、島への帰属意識が薄くなっている。その問題を解決するためには、行事以外のときにも島を訪れ愛郷意識を育むことが大切である。船賃は各離島で変わるが、家族が多い家庭や年に数回島に通う者にとっては、今回の訪問税における1000円は大変厳しいものである。</p> <p>今回の訪問税を導入し町民生活は充実するかもしれないが、伝統文化が廃れてしまえば、本末転倒であると考え。郷友会の存続、発展について今後数年が、重要な時期になると肌感ではあるが思っている。その時期に負担を強いるような政策はいかかなものかと思われる。</p> <p>ついては、郷友会員への税金免除及び新たに補助金交付の検討をお願いしたい。</p> | <p>島々の伝統文化等への郷友会の貢献は大変重要だと考えており、竹富町訪問税の検討の過程でも郷友会の負担軽減に関して慎重に検討を行いました。結論としては、税金という仕組みの中では免除することは難しく、年払い制度により負担軽減を図ることとなりました。年払い制度により、年間5,000円の負担で回数を問わず訪問できるようになります。また、郷友会員の来町にかかる負担の軽減や郷友会活動への補助の強化、竹富町出身者の帰島を促すための取組など、郷友会活動のさらなる発展のための施策については、訪問税制度とは別途、検討していきたいと考えております。</p> |
| 31 | <p>竹富町がそれ以外の八重山の住民から訪問税を取るのでしたら、竹富町の住民も石垣島など竹富町以外の島に来る時は、訪問税を払って下さい。そうじゃないとおかしい。</p> | <p>竹富町の訪問者により増大する財政需要は、訪問者の方々の島内消費を通じた経済効果だけでは賄い切れない状況にあり、訪問税の導入を検討しておりますこと、ご理解いただければと思います。</p> <p>石垣島など八重山地域の住民については、竹富町を訪れる機会が多い方もいらっしゃると思います。訪問頻度が高い場合には、年払い制度をご活用いただき、ご負担を少しでも軽減いただければと考えております。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|---|---|
| 32 | <p>近年、石垣島から直接シュノーケルショップの船に乗って西表島近海にシュノーケルやダイビングに来るのをよく見ます。多い時には小さな船に25人位乗っていて、ショップの数も10社くらい来ています。高額な訪問税が導入されると、訪問税を払わなくて良い石垣島からの（観光客）業者が更に増える事が考えられます。高い高速船代も払わなくて良いし訪問税も掛からないので、石垣の業者は有利になり、お客様も安い値段に惹かれます。</p> <p>また、西表島の業者・国・町が一体となって海域ワーキンググループでより良い環境・保全・サービスを作り上げて行こうとしています。無税の石垣島の業者が西表の海を無秩序に使うのも納得がいきません。シュノーケルを商売にしている者としては、正直、お客様が減り売り上げが下がり死活問題になると感じますので、今の時点では猛反対です。</p> <p>さらに、その石垣島からの業者が鳩間島や西表島に上陸した時（トイレだけとかでも）にどの様にして訪問税を徴収するのですか？無税の者が休憩やトイレだけ使用するのでは差別になりますよね。徴収も石垣島の業者の自己申告では許されませんよ、しっかりとした監視・管理を望みます。</p> <p>訪問税を徴収するのであれば決して差別無き様をお願い致します。</p> | <p>地方税法には租税管轄権が規定されており、地方自治体が課税できるエリアは当該自治体の中に限定されており、「海域」は地方自治体の区域には含まれないため、海域への訪問（竹富町の島に上陸せず、海域を運航または停泊している船に乗っている者）に対して課税を行う権限を地方自治体は有していません。ただし、訪問税制度とは別途、観光客の竹富町への宿泊・滞在を推進する施策により、町内の事業者と石垣島等の事業者の格差が生じないように努めていきたいと考えております。また、西表島エコツーリズム推進全体構想で設定されている海域利用ルール of 町内各島及び石垣島の事業者への周知に努める等により、海域資源の保全と利用の両立に向けた施策にも取り組んで参ります。</p> <p>石垣島からダイビング客等を案内し、鳩間島や西表島に上陸する事業者には、特別徴収義務者としてツアー参加者から税を徴収していただく義務が生じます。ただし、特別徴収義務者が自身の輸送した来町者数をもとに収めるべき税額を申告し、納入する形となります。脱税行為が起きないようにするため、事前の周知徹底や監視体制の確保等、運用段階において適切な措置を講じて参ります。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|---|--|
| 33 | <p>第5条第2項にて、訪問税を課さない者として「学校(大学を除く。)に就学し、修学旅行その他の学校教育上の見地から行われる行事、活動等(以下この号において「行事等」という。)に参加している者並びに当該行事等における引率者及び付添人」としているが、訪問税導入にあたる背景や経緯について学生が学ぶことは教育上とても勉強になる要素がたくさんつまっているので、実際に訪問税を支払っていただいたうえで、訪問者と竹富町が相互に学ぶ機会を提供する方が効果的だと思います。</p> <p>海洋ごみやオーバーツーリズムと環境保全について考えるプログラム等を竹富町として提供、その成果を学校から竹富町にフィードバックしていただくなどの仕組みを確立されてはどうか。</p> <p>もしくは、こういったプログラムを、事前学習または現地で実施することで、訪問税の免除または減免が受けられる制度にしてはどうか。</p> <p>訪問税の徴収額については賛否両論だったが、導入経緯については賛成されている方も多い制度です。ぜひ、これからを担う学生には、しっかりと学ぶ場を提供してほしいと思います。</p> | <p>修学旅行その他の学校行事への参加者を対象とした免税措置に是非に関しては、審議委員会の報告書では石垣市内の学校に限る限定的措置とする案が示されておりましたが、竹富町内の各島々での説明会で出された意見等を踏まえて、町長の判断により一旦全ての学校を対象とさせていただきました。ただし、他地域への来訪が訪問先の地域社会に影響を与えることやそれに対する負担の必要性は学ぶべき要素の一つであり、教育的観点からも徴収すべきとの意見もあることから、いただいたご意見も含めて議会にご提示し、修学旅行等への免税措置について慎重にご審議いただいた上で決定させていただきます。</p> <p>竹富町としてプログラムを提供してフィードバックしてもらう仕組みや、プログラムの実施により減免が受けられるといったご意見についても、今後の検討のアイデアとして参考にさせていただきます。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|--|---|
| 34 | <p>第五条（２）について。</p> <p>修学旅行での訪問者が課税免税対象となっていることに反対します。竹富町の年間来訪者数のなかにおいて、修学旅行で訪問される数の割合は非常に大きいです。</p> <p>しかも大人数で来るので、インフラ・自然への影響は通常の訪問者より大きいと考えます。訪問税を導入するのであれば、修学旅行生からも徴収しないと、到底納得など出来るわけがありません。修学旅行の訪問税を免除することとは、そもそもの根拠から逸脱するのではないのでしょうか？また修学旅行を受け入れることができる大手の業者のみが得をするような事には反対です。訪問者全員一律に徴収して公平に対応して頂きたい。</p> <p>第7条について</p> <p>1000円という金額は非常に高すぎる金額です。私の住む黒島では、ただでさえ観光客が少なく、1000円もの訪問税を徴収されると死活問題になります。黒島の観光業者の中には子育て世帯も多く、島で子育て出来ない人も出てきてしまいます。やはり黒島では高くても300円まででお願いします。そうでないと本当に黒島の観光は衰退してしまいます。未来のことも大事なのはわかりますが、今を生き残ることの方がもっとも重要です。</p> <p>今回のパブリックコメントの竹富町訪問税条例（案）の文書が難しく、読んでも理解できない方も多いと思います。これに関しても、誰にでも理解できるよう、説明会を設けてほしいです。</p> | <p>修学旅行その他の学校行事への参加者を対象とした免税措置に是非に関しては、審議委員会の報告書では石垣市内の学校に限る限定的措置とする案が示されておりましたが、竹富町内の各島々での説明会で出された意見等を踏まえて、町長の判断により一旦全ての学校を対象とさせていただきました。ただし、他地域への来訪が訪問先の地域社会に影響を与えることやそれに対する負担の必要性は学ぶべき要素の一つであり、教育的観点からも徴収すべきとの意見もあることから、いただいたご意見も含めて議会にご提示し、修学旅行等への免税措置について慎重にご審議いただいた上で決定させていただきます。</p> <p>原案の税率については、訪問者により増大する財政需要を賄う目的から審議委員会の報告書で示された3案に対して、竹富町内の各島々での説明会で出された意見等を踏まえて、町長の判断により一旦1,000円とさせていただきました。いただいたご意見も含めて議会にご提示し、税率について慎重にご審議いただいた上で決定させていただきます。</p> <p>竹富町訪問税に関して、誰にでも理解できるような周知の方法について、いただいたご意見を踏まえて検討、改善していきたいと思えます。</p> |
| 35 | <p>第一回審議委員会資料では、来訪者を受け入れるための環境整備、管理への対応の中で、道路整備、駐車場整備、その他に維持管理に費用が述べられています。フェリーで来島する者のほとんどは車を使わない事を考えると、これらの費用負担を来島者に求めるべきでは無いと思います。ゴミ処理・トイレ整備・維持管理費用など、島民負担軽減のため、来島者が適切な負担を行う事には賛成です。</p> | <p>定期航路での来訪者でもレンタカーを利用する方もいらっしゃいますし、港や観光スポットの駐車場、そこまでのアクセス道路などについては、バス、レンタカー、送迎車に関わらず来訪者の方々の利用を想定した整備・管理が必要となります。そのような点も考慮して、道路整備や駐車場整備、維持管理についても、来訪者による発生・増幅する財政需要に含めております。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|--|---|
| 36 | <p>本条例案について、自然豊かな竹富町を守り、竹富町民が支払っている莫大なコストを改善するためには必要不可欠であり、賛成いたします。</p> <p>この度は、石垣市民を徴税対象から除外することについて提言いたします。竹富町と石垣市及び与那国町は、一時期は合併を模索する等歴史的な結びつきが強く、竹富町庁舎は石垣市に在り、町職員の大半は石垣市民です。竹富町から石垣市に転居する町民は一定数在り、竹富町民と親族関係の石垣市民は多く、竹富町民及び竹富町の各種団体は、石垣市の市民会館、図書館、火葬場等を利用するなど、竹富町と石垣市は極めて親密な関係性があります。そのような関係にある石垣市の市民からも訪問税を徴税することに不安を覚えます。これにより、竹富町と石垣市の関係性、竹富町民と石垣市民の感情に一定の変化が生じるように感じます。</p> <p>観光客の増加により、膨大なコストが生じ、そのコストを竹富町が負担していることは承知しています。観光客の持ち込む、廃棄するゴミ、利用する水、公園、トイレの維持管理等を竹富町が負担し続けることは困難ですし非合理です。町民が利用する必要性の低いトイレ、シャワー室等を各種団体が清掃していることは、心理的、時間的にも負担が大きいと感じます。</p> <p>観光客から訪問税を徴収し、これらに対応することは大賛成ですが、その徴収範囲について、再考いただけないでしょうか。</p> <p>なお、石垣市民の証明確認としては、航空券利用時に使用している「沖縄県離島住民割引運賃カード」を提示することで足りると思われま。</p> | <p>竹富町訪問税の必要性についてご理解いただきありがとうございます。</p> <p>竹富町訪問税は、来訪者により増幅する財政需要に対応するため、その財政需要を発生・増幅させる原因者に負担の一部を求めるという考え方で制度設計しており、石垣市民も来訪者であることから、非課税とすることはできないという結論となりました。ただし、年払い制度を設けておりますので、竹富町への訪問機会が多い方には、年払い制度をご活用いただき、ご負担を少しでも軽減いただければと考えております。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|---|---|
| 37 | <p>・竹富町訪問税条例（案）は、日本国憲法第14条、第22条第1項等に抵触する恐れがある。</p> <p>（理由）</p> <p>竹富町訪問税条例（案）（以下、「条例案」という。）は、竹富町域に行くだけで、原則として一人1回千円を一律に課すものであり、これは、憲法第22条第1項（第13条を含める説もある）で保障された移動の自由に対する事実上の規制である。</p> <p>条例案の第1条は、「竹富町への多くの観光客等の来訪によって発生し、又は増幅する行政需要に対応する」とあるが、それ自体に合理性、必要性が認められるとしても、目的に対して規制手段が相当なものでなければならず、税方式を採用する場合には、納税義務者、税率等は、重要な公共の利益のために必要かつ合理的なものでなければならない。</p> <p>特に、類似の税制を先行導入している他自治体の例と比較すると、一人1回千円という税率は突出して高く、何故竹富町だけが極端な高額なのか疑念が生じるので、税率の合理的な算出根拠が示されなければならない。条例案第7条ただし書きには、年払いによる税率が規定されているが、いわゆるオーバーツーリズム対策であるならば、訪問回数が多くなるほど1回当たりの税負担が軽くなるのは制度として矛盾であり、税率に合理性があるのか疑われる。</p> <p>条例案第2条により、竹富町訪問前は法定外普通税であるならば条例案第3条第2項第7号で竹富町民を課税対象としないことは、憲法第14条で保障された、法の下での平等に抵触する恐れがある。納税義務者から竹富町民を除外するならば、訪問税を目的税とし、用途を「観光客等の来訪によって発生し、又は増幅する行政需要に対応するため」に限るべきである。</p> | <p>地方自治体が何に対してどう徴税するかということは議会の裁量に任せられており、広い裁量権が認められております。竹富町訪問税は、来訪者により増幅する財政需要に対応するため、その財政需要を発生・増幅させる原因者に負担の一部を求めるという合理的な理由に基づき、地方税法等に定められた手続きに則り条例化に向けて検討を進めております。日本国憲法第14条及び第22条に抵触する恐れはないと考えております。</p> <p>原案の税率については、訪問者により増大する財政需要を賄う目的から審議委員会の報告書で示された3案に対して、竹富町内の各島々での説明会で出された意見等を踏まえて、町長の判断により一旦1,000円とさせていただきました。いただいたご意見も含めて議会にご提示し、税率について慎重にご審議いただいた上で決定させていただきます。</p> <p>また、訪問者に起因する財政需要は非常に幅広いことから、用途を限定する目的税ではなく普通税といたしました。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|---|---|
| 38 | <p>訪問税 1000 円について。反対です。</p> <p>竹富島の 300 円ですら徴収がままならないのに 1000 円は無謀だと思います。</p> <p>まだ観光客の集まる竹富島、リゾートホテルのある小浜島、世界遺産登録がなされた西表島は集客もあると思いますが、ただでさえ人の来ない、来たとしても日帰り客がほとんどの黒島に至っては、1000 円払って行こうと思う人がどれだけ居るとおもいますか？</p> <p>島民にとっては死活問題になると思います。鳩間島も同じです。</p> <p>またその訪問税が黒島など集客の少ない島に充分に使われるのでしょうか？</p> <p>私は八重山が好きで通い始めて 20 年弱になります。こんな形で八重山から人が遠のくのは寂しく思います。</p> <p>どうしても訪問税を取るのであれば、例えばふるさと納税者からは取らないなど、なにかしらもっと工夫をして欲しいです</p> | <p>原案の税率については、訪問者により増大する財政需要を賄う目的から審議委員会の報告書で示された 3 案に対して、竹富町内の各島々での説明会で出された意見等を踏まえて、町長の判断により一旦 1,000 円とさせていただきました。</p> <p>いただいたご意見も含めて議会にご提示し、税率について慎重にご審議いただいた上で決定させていただきます。</p> <p>訪問税の用途に関しましては、条例の可決・施行後の議会における予算案の審議において十分議論を重ね、適切かつ有効な活用を目指していきたいと考えております。</p> <p>竹富町訪問税は、来訪者により増幅する財政需要に対応するため、その財政需要を発生・増幅させる原因者に負担の一部を求めるという考え方で制度設計しているため、税制度としては、ふるさと納税者など特定のものに課税しないという対応はできませんが、税制度とは別途、諸般の事情を考慮した還付や補助等の方策については検討していきたいと考えております。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|--|---|
| 39 | <p>訪問税導入の意図は理解できます。しかし、徴収額と税収配分を決める際に必須な「島が許容できる訪問者数」が考えられていません。また、徴収額を決める根拠を示していると説明がされていますが、この根拠がズサンです。島ごとに許容できる訪問者数を推定した上で、また島ごとの事情に配慮した上で、予算項目を積算し、この帰結として徴収額を決めるべきです。</p> <p>徴収額を決めるには、下記の二点も考慮する必要があると考えています。現在の西表島の自然環境は自然遺産登録後も改善されておらず、その理由は自然環境への意識の低さ、知識の無さにある。このような背景で自然環境の保全の予算が計上されても的を射た保全策になりえず、予算の大半が無駄になる。</p> <p>自然環境の保全に税金由来の資金だけを当てにするのは良くない。観光業者は自然環境に直接・間接的に恩恵を受けているため、観光業者に良好な自然環境の維持・回復のため等にボランティアとして参加してもらいたい。</p> <p>訪問税では、少なくとも10億円の税収が必要とされているが、この根拠は令和3年度の予算額の9.45億円です（予算不足で実施できない施策費は含まれていない）。予算の各項目の設定と額が妥当であったか決算を含めて精査する必要があり、精査後に、未実施の経費を加えて徴収額の根拠とすべき。</p> <p>児童・生徒からは訪問税を徴収すべきではない。自然環境を教科書のような教材ととらえるべきです。行政の堅実な対処と観光業者のボランティア活動で想定されている児童・生徒からの税収分があてがわれることを期待する。</p> | <p>原案の税率については、訪問者により増大する財政需要を賄う目的から審議委員会の報告書で示された3案に対して、竹富町内の各島々での説明会で出された意見等を踏まえて、町長の判断により一旦1,000円とさせていただきました。いただいたご意見も含めて議会にご提示し、税率について慎重にご審議いただいた上で決定させていただきます。</p> <p>税額の根拠については、来訪者により増幅する財政需要を示すものとして、現時点で想定される事業等の予算額をもとに積算しております。</p> <p>島が許容できる訪問者数については、竹富町訪問税とは別途、本町にて策定している竹富町観光振興基本計画のほか、例えば西表島観光管理計画など観光管理のための各種計画・制度等に基づき、検討・管理していきたいと考えております。観光事業者による自然環境の維持・回復のための貢献については、訪問税とは別途、ご意見を踏まえて検討して行きたいと考えております。</p> <p>児童・生徒については、竹富町民の扶養親族については課税対象外、満6歳未満の者及び修学旅行等の参加者については課税免除としております。竹富町訪問税は、来訪者により増幅する財政需要に対応するため、その財政需要を発生・増幅させる原因者に負担の一部を求めるという考え方で制度設計しているため、上記を除く児童・生徒については、その考え方に基づき課税対象として整理しております。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|---|--|
| 40 | <p>訪問税の金額について、慎重に検討お願いします。島々によって、事情が違います。黒島は特に、経済的に暮らすことが困難な島です。</p> <p>観光客も少なく観光地されていないからこそ、好きな観光のお客さんや石垣島、他離島からも日帰り客が多い島です。黒島の産業は、主に危機的な畜産業と観光業中心で、アルバイト先もほとんどありません。ほぼ家族経営です。わたしは石垣島を拠点として黒島へ行ったり来たりしていますが、石垣島と黒島では断然石垣島が安心して暮らしやすいです。竹富町役場が石垣島にある為、役場の人たちにはわかって貰えない離島苦があります。</p> <p>訪問税は必要だと思いますが、船賃に上乗せや、1000円、2000円は反対です。</p> <p>もっと他に方法や金額はないのでしょうか。富裕層から1000円2000円頂くのはいいと思いますが、物価が上がり一般では厳しいです。</p> <p>竹富町の島々によって色があり、どの島へも行ってみたいのに、訪問税の為に経済的に島を選んでしまうと思います。気軽に家族であちこち離島には行けなくなります。家族で移動は経済的負担がでかいです！！</p> <p>ちいさな島にこれ以上観光客や畜産の購買者が減らないように願います。そして、島民が減らないように願います。</p> | <p>原案の税率については、訪問者により増大する財政需要を賄う目的から審議委員会の報告書で示された3案に対して、竹富町内の各島々での説明会で出された意見等を踏まえて、町長の判断により一旦1,000円とさせていただきました。</p> <p>いただいたご意見も含めて議会にご提示し、税率について慎重にご審議いただいた上で決定させていただきます。</p> <p>竹富町訪問税は、来訪者により増幅する財政需要に対応するため、その財政需要を発生・増幅させる原因者に負担の一部を求めるという考え方で制度設計しているため、税制度としては、基本的に竹富町を訪問する者には課税するということになり、富裕層のみに課税するといった対応はできません。竹富町内における観光客の宿泊率が低いことから宿泊税の導入もなじまず、原案のように竹富町を訪問する際に課税するという方法を採用することといたしました。</p> <p>ただし、年払い制度を設けておりますので、竹富町への訪問機会が多い方には、年払い制度をご活用いただき、ご負担を少しでも軽減いただければと考えております。</p> |
| 41 | <p>徴収対象者から石垣市民、与那国町民を免除又は減ずることができないのか？同じ八重山地区であり、食料品や生活用品の購入等も石垣島で行う町民も多く、石垣市が無ければ生活が成り立たないことを考慮すれば、石垣市民を免除するか、半額（500円）程度、さらには年間パスも2,000円程度にさせていただきたい。竹富町民として石垣市の業者に修繕や対応を依頼することも多く、訪問税導入後に石垣市の業者から断られてしまうことを懸念している。また、移動費として請求される金額が訪問税分上乗せされると思われるため、実質的に竹富町民が払うこととなる。説明会では旅行者にとっては数千円では大きな負担にならないと説明があったが、石垣市民や竹富町民、与那国町民にとっては大きな負担である。八重山地区からの訪問者への徴収については、再考していただきたい。</p> | <p>竹富町訪問税は、来訪者により増幅する財政需要に対応するため、その財政需要を発生・増幅させる原因者に負担の一部を求めるという考え方で制度設計しております。石垣市民及び与那国町民も来訪者であり竹富町を訪問した際に財政需要を発生・増幅させるという点は観光客等と同様であることから、非課税あるいは減額とすることは難しいと考えております。ただし、年払い制度を設けておりますので、竹富町への訪問の機会が多い方には、年払い制度をご活用いただき、ご負担を少しでも軽減いただければと考えております。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|---|--|
| 42 | <p>訪問税導入に関しましては、時勢に伴い致し方が無いものと考えております。しかしながら、町が提案する税額について些か疑問がございます。</p> <p>やはり、いきなりの高額設定では、余程目に見えるような理由がない限り、税を支払う側も徴収する側も気持ちの良い対応が出来ないと思われます。</p> <p>私も、色々な方に（観光でお越しの方など）意見をお聞きしましたが、皆さんその税額にビックリしておられる方々ばかりです。一般論として、何においてもビックリするような金額というのは、やはり相応では無いという事なのではないでしょうか？まずは少額からの訪問税導入をお願いしたいところです。</p> <p>目に見える形で、訪問税が活かされた竹富町がこれから繁栄していくことを切に願います。</p> <p>どうぞ今一度、大部分を占める税を支払ってくださる観光のお客様や、その方達と関わり合う事業者の方々の意見をしっかり聞いていただき、皆が笑顔で竹富町を良くしよう！と思ってもらえるような税収のあり方を考えて欲しい。</p> | <p>原案の税率については、訪問者により増大する財政需要を賄う目的から審議委員会の報告書で示された3案に対して、竹富町内の各島々での説明会で出された意見等を踏まえて、町長の判断により一旦1,000円とさせていただきました。</p> <p>いただいたご意見も含めて議会にご提示し、税率について慎重にご審議いただいた上で決定させていただきます。</p> |
| 43 | <p>訪問税の導入自体には賛同します。</p> <p>当初の税率だった1人1回2000円から1000円に変更になったことは、我々旅行者の旅費に対する税負担の比率を考えると非常にありがたいです。</p> <p>ひとつ気になる点として、船会社で販売している八重山周遊券のような短期間で複数の島を渡るような旅をする場合には旅費に対する税額が高くなり、必要以上に負担が大きくなってしまいます。</p> <p>例えば、同じ島に1週間滞在する旅行者と3日で3つの島を訪れる旅行者で、負担が不平等になってしまうのではないのでしょうか。</p> <p>周遊券のようなチケットを購入する際には税額の減額を検討頂くことも一つの意見としてお伝えできればと思いました。</p> | <p>短期間で複数の島を渡るような旅をされる方について、一度竹富町外（石垣島等）に出てもう一度竹富町を訪問する場合には、訪問するたびに税をお支払いいただく必要がありますが、竹富町内の島から島へ移動する場合には最初に町に入る時のお支払いいただくこととなります。今後、竹富町内での宿泊の推進や島間航路の充実などにより、竹富町内の複数の島を観光する際の選択肢を増やせるような施策を検討していきたいと考えております。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|---|--|
| 44 | <p>全般として、増加する観光客対応というのであれば、観光客が増加し、島民の収入が増加すればそれに応じて税収があがり、その分を対応に回せる。</p> <p>また、第七条、訪問税の額の根拠が不明。</p> <p>前述の税収増加想定額と、観光維持費でどれだけの差異が生じており、その穴埋めにどれだけの費用が必要なのかが明確になっていない。</p> <p>条例が通った暁には、無駄な箱物が増え、税が消えていくだけではないかと懸念している。</p> | <p>竹富町の訪問者により増大する財政需要は、訪問者の方々の島内消費を通じた経済効果だけでは賄い切れない状況にあり、訪問税の導入を検討しておりますこと、ご理解いただければと思います。</p> <p>原案の税率については、訪問者により増大する財政需要を賄う目的から審議委員会の報告書で示された3案に対して、竹富町内の各島々での説明会で出された意見等を踏まえて、町長の判断により一旦1,000円とさせていただきました。</p> <p>いただいたご意見も含めて議会にご提示し、税率について慎重にご審議いただいた上で決定させていただきます。</p> |
| 45 | <p>竹富町で観光業を営んでいる者には、訪問税というものが今後の営業にも深く関わってくると感じています。</p> <p>たとえばふるさと納税に力を入れるなど、税金の集め方には他にも方法はあるかと思えます</p> <p>正直なところ、大手のホテルや、その他の比較的規模の大きいホテルなどの宿泊施設などにとってはそれほど痛手ではないと勝手ながら思っています。</p> <p>ですが個人営業の比較的規模の小さいお店、宿泊施設にとっては大きな問題だと感じています。</p> <p>税金の徴収については、施設の規模、売上、訪問人数に比例させる。または〇〇以上の収益があった施設のみその規模に応じて徴収をするべきかと思えます。</p> <p>大手のホテルに泊まるときの訪問税と、個人経営の小さな宿に泊まるときの訪問税が同じであって言いわけがありません。</p> <p>また、訪問税があるのであれば行くのはやめようと思う人も少なからずいると思います。その点も税を取るだけ取るのではなく、そう言った場合の観光客数減少した場合の措置、お店の売上が減ってしまった施設に対する措置も一緒に考えるべきだと思います。</p> | <p>宿泊税についても検討いたしましたが、竹富町においては町内で宿泊する観光客の割合が少ないことから、竹富町に訪問する行為に課税する方が適切だと判断された経緯があります。</p> <p>また、ご指摘のとおり、訪問税の導入による各島々への影響は島毎に異なり、島によっては観光需要や観光収入への影響を懸念する声もあります。今後は制度導入の影響等も予測しつつ、訪問税を活用した効果的な施策についても検討して参ります。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|--|--|
| 46 | <p>竹富町の訪問税について、2000 円はとんでもない金額です。1000 円もです。</p> <p>訪問税は、島によって来島者数が全然違うので、不平等だと思います。せめて、500 円です。</p> <p>または、10000 円以上のホテルには、宿泊税を導入することはどうでしょうか。</p> <p>竹富、小浜、西表はキャパもそこそこで、経済的余裕がある方が宿泊される高級ホテルがあります。ご検討ください。</p> | <p>原案の税率については、訪問者により増大する財政需要を賄う目的から審議委員会の報告書で示された 3 案に対して、竹富町内の各島々での説明会で出された意見等を踏まえて、町長の判断により一旦 1,000 円とさせていただきました。</p> <p>いただいたご意見も含めて議会にご提示し、税率について慎重にご審議いただいた上で決定させていただきます。</p> <p>宿泊税についても検討いたしましたが、竹富町においては町内で宿泊する観光客の割合が少ないことから、竹富町に訪問する行為に課税する方が適切だと判断された経緯があります。</p> |
| 47 | <p>貴重な文化や自然遺産を守るための手段、方法として訪問税の仕組みをとること自体は賛成です。</p> <p>反面、あまりにも高額な値段ですと、人気な島とそうでない島で観光客数にかなりの格差ができてしまうのではないのでしょうか。観光を売りにしている地域である以上、観光業で生計を立てている人の意見を大切にしたいです。「仕方がないから泣くところには泣いてもらいましょう」というのはあまりにも乱暴な考えだと思います。また初めてのことなので少しずつ金額を上げて様子を見るというのも手だと思います。どうか、目先の利益にとらわれず、みんなが納得するラインを考えて欲しいです。</p> | <p>原案の税率については、訪問者により増大する財政需要を賄う目的から審議委員会の報告書で示された 3 案に対して、竹富町内の各島々での説明会で出された意見等を踏まえて、町長の判断により一旦 1,000 円とさせていただきました。</p> <p>いただいたご意見も含めて議会にご提示し、税率について慎重にご審議いただいた上で決定させていただきます。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|---|---|
| 48 | <p>・附則（検討）第5条について 「検討が必要である」という判断基準が不明。5年ごとは検討期間としては長すぎる。 第三者の有識者からなら検討委員会を組織し町長に具申するという流れを条例にしてほしい。 「何」を検討しなくてはならないかを明記して欲しい。 各島の事業数の増減、島民所得の減少からなる所得税減少率・住民税の減少率、出生率や人口の減少率、そして、なによりも訪問税の徴税額の年間推移の数値から検討すると謳うべき。 数値は毎年とれるはずなので5年とは言わず毎年検討してほしい。 ”観光客の増減が竹富町の税収の増減に関係しない”との記載に対しては違和感がある。住民説明会ならびにHPでも訪問税導入後の住民の生活の所得や日常生活に関してのシュミレーションは一切ないので、1住民として竹富町での生活が今後安定して出来るのか、不安に思っております。 関係者各位ならびに住民が失敗しても後戻り出来るように検討期間を短くし、判断基準を明確にしてほしいです。</p> | <p>訪問税の導入による観光客数の動向や観光事業者の経営状況等に関するモニタリングについては、データ取得が可能な範囲内で毎年継続的な監視を行い、その結果を踏まえて単年度ごとに必要な施策の検討、予算計上等を行い、定例議会に諮っていくこととなります。ただし、これらの各個別施策の効果を確認した上で条例そのものの見直しの必要性を議論するには、5年程度の時間が必要になるものとの判断から、附則第5条において5年毎の条例の見直し規定を盛り込むことと致しました。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|--|--|
| 49 | <p>条例案に概ね賛同しますが、2点ご検討いただきたく意見を述べさせていただきます。</p> <p>第一に竹富町訪問税条例案の最終ページ (検討) 第5条に関して 施行後5年ごとに所要の措置を加えるとされていますが、日本において訪問税導入第2例目、さらには導入1例目の10倍の金額での導入となり、その効果や影響がどの程度なのか確実な予測が立たない中で、5年間据え置きは危ないのではと考えるところです。</p> <p>1年ごとに効果や影響を検証し、その都度町民や旅行者等に周知し、広く意見を集め、必要であれば所要の措置を加えることができるようにしておく方が無難ではないかと考えます。</p> <p>その後この制度が安定した際にもう少し長いスパンの据え置き期間に移行してはどうでしょうか。</p> <p>第二に石垣島や与那国町在住者も訪問税免除の対象に加えることはできないでしょうか。</p> <p>八重山諸島は1つの経済圏・生活圏を共有する仲間の様な島々だと考えております。石垣島の方はただでさえ、町民とは違い離島割引運賃での竹富町訪問ができない中で、さらに1000円の訪問税がかかってくるとなると竹富町訪問への心理的ハードルがかなりあがるような気がします。与那国町の方にしても、何か心理的に分断のようなものを感じざるを得ないのではないかと危惧しております。</p> <p>共にひとつの八重山経済圏・生活圏をよりよいものにしていこうというメッセージ性の様なものを打ち出すためにも訪問税免除の対象者の再考をお願いできないかと思いました。</p> | <p>訪問税の導入による観光客数の動向や観光事業者の経営状況等に関するモニタリングについては、データ取得が可能な範囲内で毎年継続的な監視を行い、その結果を踏まえて単年度ごとに必要な施策の検討、予算計上等を行い、定例議会に諮っていくこととなります。ただし、これらの各個別施策の効果を確認した上で条例そのものの見直しの必要性を議論するには、5年程度の時間が必要になるものとの判断から、附則第5条において5年毎の条例の見直し規定を盛り込むことと致しました。</p> <p>竹富町訪問税は、訪問者に起因する財政需要の一部を原因者である訪問者に負担いただくという考え方で制度設計しており、石垣市民及び与那国町民も来訪者であることから、非課税とすることはできないという結論となりました。訪問頻度が高い場合には、年払い制度をご活用いただき、ご負担を少しでも軽減いただければと考えております。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|--|---|
| 50 | <p>【1】観光客の増加で竹富町役場の歳出が増えるのは理解できるが、地域に落とされるお金（地域への経済波及効果）は考慮されないのだろうか。</p> <p>【2】竹富町の観光資源は主に自然環境であることから原因者課税（来島者課税）とすることは妥当と思えるが、税収の使途が限定されない法定外『普通税』となるのはいかがなものか。</p> <p>【3】竹富町では島の数や規模、来島者数が大きく異なることから一律の課税とするのは島民に不満が残るものと考え。また、西表島と他の島々への税収配分比率も問題となりうる。島ごとの訪問税額の設定や税収配分率等、来島者の行き先区分と島ごとの差別化が課題となる。</p> <p>【4】竹富町の魅力には自然環境が大きく関係しているのは誰もが認めるものであるため、観光客（原因者）への課税に否定的ではないが、訪問税を観光（地）に対する対価とするなら、迎える側（島民）の観光資源に対する認識の向上は不可欠と思われる。竹富町の政策問題でもある。</p> <p>【5】訪問税が条例化された場合、税収の使途が計画的で明瞭であり、かつ既得権に捕らわれない運用であることを明確にして頂きたい。これまでに竹富町歳出内訳の見直しは行われたか。</p> <p>【総括】竹富町の条例案は訪問税以外の宿泊税・環境協力税等として再考すべきである。また、使用用途を明確にした『目的税』が望ましい。条例案に関わる委員には、各分野の専門家が関わるのが重要である。宮島訪問税をスライドさせたような竹富町訪問税条例案に竹富町の個性はあるのだろうか。今回の訪問税案が可決されたとして、その活用事業には各専門家（利益相反にない）で論議され適正かつ有効に運用されることが竹富町民及び来島者への責務と考える。</p> | <p>【1】観光客の増加による地域への波及効果については、地方税の税収に反映されるはずですが、竹富町においては観光客数の増加が地方税の税収の増加に直結していないというのが現状です。</p> <p>【2】竹富町訪問税は、訪問者に起因して増大する財政需要の一部を原因者である訪問者に負担いただくことを目的としており、訪問者に起因する財政需要は非常に幅広いことから、使途を限定する目的税ではなく普通税といたしました。</p> <p>【3】税制度は憲法第14条第1項の規定により「税の下の平等」が厳格に定められており、同一自治体内で課税額に差を付けることは不公平な課税とみなされるため、島毎に課税額を変えることはできません。また、特定の島だけに限定して課税することは可能ですが、訪問者に起因した財政需要の増大は特定の島だけに発生している課題ではなく、しかも対象となる島以外の住民は竹富町民であっても納税義務者となってしまいます。そのため、原案では竹富町を一つのエリアとして扱い、外部から竹富町への訪問者を納税義務者として、訪問者に起因する財政需要を一律に負担してもらう仕組みとしています。</p> <p>【4】訪問税の導入を一つの契機として、竹富町は町民とともに訪問者を迎え入れる側としての責任の重さを十分認識し、適切な行政サービス及びおもてなしが実現できるよう努めて参ります。</p> <p>【5】訪問税の使途に関しましては、条例の可決・施行後の議会における予算案の審議において十分議論を重ね、適切かつ有効な活用を目指していきたいと考えております。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|---|---|
| 51 | <p>・まずは現状任意となっている竹富島地域自然資産財団が実施中の入島料 300 円を必須にし、竹富島以外の竹富町の離島でも実施することが妥当ではないでしょうか。</p> <p>・旅行者は裕福な方ばかりではなく、日々の生活を節約し、なるべく価格が抑えられる方法で来島している旅行者もいると思うので、訪問税を開始したことで、移動を石垣島止まりにしたり、訪問税の実施のない宮古島や沖縄本島に旅行先を変え、竹富町への観光客は現在より減ることが予想されます。(家族連れであれば尚更でしょう)</p> <p>・竹富町は主に観光で生計を立てていらっしゃる方が多いと思います。旅行者が減ることで、島民の方の生活は困るのではないのでしょうか。定期船数が少ない「黒島」や「鳩間島」等は他の島より影響が色濃くでそうで、とても心配しています。</p> <p>・また、訪問税の徴収を行う理由はオーバーツーリズム対策との事ですが、任意で入島料の徴収を行っている「竹富島地域自然資産財団」の様に、徴収の目的・用途を明確に示すべきだと思います。</p> <p>・竹富町の為の税収であれば、まずは島民の生活を一番に考え、決定いただけたら幸いです。</p> | <p>竹富島地域自然資産財団は、地域自然資産法に基づいて竹富島の自然環境の保全等を目的とした協力金を徴収しているものであり、同制度では義務として徴収することはできません。</p> <p>ご指摘のとおり、訪問税の導入による各島々への影響は島毎に異なり、島によっては観光需要や観光収入への影響を懸念する声もあります。今後は制度導入の影響等も予測しつつ、訪問税を活用した効果的な施策についても検討して参ります。</p> <p>なお、竹富町訪問税は、訪問者に起因して増大する財政需要の一部を原因者である訪問者に負担いただくことを目的としており、オーバーツーリズム対策を目的としたものではありません。また、訪問者に起因する財政需要は非常に幅広いことから、用途を限定する目的税ではなく普通税といたしました。</p> |
| 52 | <p>竹富町が好きで年に 5～10 回、宿泊は年に 5～10 日します。それでもフェリー代金も高等して去年は以前よりも行けなくなりました。観光でくる友達もフェリー代金が高等していて離島には行けないと、毎回行っていた離島にも最近はまだにしか行きません。それに加えて訪問税がかけると竹富町には行かなくなります。</p> <p>訪問税 1000 円となると、何回も行く私には大金です。竹富町に行く度に訪問税がかかるのは苦痛です。</p> <p>石垣市在住であれば訪問税は免除してほしいです。もっと沢山、竹富町に行きたいです。</p> <p>これ以上、金銭的に行きづらくしないでください。</p> | <p>竹富町に何度もご訪問いただきありがとうございます。</p> <p>竹富町訪問税は、訪問者に起因する財政需要の一部を原因者である訪問者に負担いただくという考え方で制度設計しており、石垣市民も来訪者であることから、非課税とすることはできないという結論となりました。訪問頻度が高い場合には、年払い制度をご活用いただき、ご負担を少しでも軽減いただければと考えております。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|--|---|
| 53 | <p>・竹富町訪問税条例（案）の「第4条 納税義務者」、「第7条 税率」について、妥当ではないと考えます。</p> <p>第4条で定める納税義務者が全訪問者とする場合、予測される住民への負担が大きすぎると考えられるからです。この税が原因者負担の考えであるのに対し、住民の生活環境維持、健康・精神衛生の維持に必要な人の往来すべてに課税をする場合、実質的には住民がこの額を支払う必要があります。よって、制度自体の見直し、もしくは税率はその負担が考慮された額が妥当であると考えます。</p> <p>・「第8条 税収の方法」について、検討が必要であると考えます。</p> <p>申告納税とのこと。具体的な方法は条例案には記載されていませんが、これまでの説明通りであれば船会社において乗客に徴収することのこと。この方法で未だシミュレーションが行われておらず、その一択のみでの検討しているのは無理があると考えます。また、島々の魅力の源であるサンゴの海の保護活動は必須にもかかわらず、原因者であるダイビング船利用者からは徴収できない仕組みです。よって、制度の見直しが必要であると考えます。</p> <p>・観光のお客様から徴収する税（または協力金）の導入については、制度としての課題は山積みではあるものの町の財政面からはなんらかの形において必要であると考えます。しかしその前に、根本的な問題として、ここに住民不在の進め方の問題点も同時に提言したいと思います。</p> <p>説明会にて、これまでの検討の経緯から導入までのスケジュールを伺いましたが、「寝耳に水」ということばがよく似合う、そんな印象を受けました。住民不在の決め方ばかりでは、町の問題に向き合いたいと願う一人一人の前向きな気持ちがそがれていきます。もう少し、住民の心情に寄り添う＝時間と対話のバランスも大事にしてほしい。というのが願いです。</p> | <p>介護職や医療従事者等で町内の事務所又は事業所に通勤する者は課税対象外となりますし、通勤ではないが訪問頻度が高い場合には、年払い制度をご活用いただき、ご負担を少しでも軽減いただければと考えております。</p> <p>また、原案の税率については、訪問者により増大する財政需要を賄う目的から審議委員会の報告書で示された3案に対して、竹富町内の各島々での説明会で出された意見等を踏まえて、町長の判断により一旦1,000円とさせていただきます。</p> <p>いただいたご意見も含めて議会にご提示し、税率について慎重にご審議いただいた上で決定させていただきます。</p> <p>徴収方法については、3案の中から徴収コストの観点、徴収漏れのリスクの観点、乗客や事業者の手間や安全性の観点を総合的に勘案し、特別徴収義務者に船の運賃に上乗せして税の徴収を行ってもらう方法に優位性があると判断いたしました。</p> <p>また、海域利用者に関しても、定期船等で一旦竹富町の島に入られる場合には納税いただくこととなりますが、地方税法には租税管轄権が規定されており、地方自治体が課税できるエリアは当該自治体の中に限定されており、「海域」は地方自治体の区域には含まれないため、海域への訪問（竹富町の島に上陸せず、海域を運航または停泊している船に乗っている者）に対して課税を行う権限を地方自治体は有していません。ただし、訪問税制度とは別途、観光客の竹富町への宿泊・滞在を推進する施策により、町内の事業者と石垣島等の事業者の格差が生じないように努めていきたいと考えております。また、西表島エコツーリズム推進全体構想で設定されている海域利用ルールの町内各島及び石垣島の事業者への周知に努める等により、海域資源の保全と利用の両立に向けた施策にも取り組んで参ります。</p> <p>これまでもホームページによる情報共有等に努めて参りましたが、まだ不十分な点は多々あるかと存じます。また、各島での説明会の機会も限られたものであったかと思いますが、今後も適切な情報共有や住民意見の徴取に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|---|---|
| 54 | <p>・ 訪問税導入について、町全体と今後の持続性を考慮すると導入すること自体には賛成です。</p> <p>・ 一方で、懸念となる以下部分について、現状からさらに予測の精度を高め、且つ起きうる副作用に対するの具体的対策を盛り込んでおく必要性を強く感じています。</p> <p>①観光需要減退への影響について 訪問税の必要性については現状の竹富町の税収状況から理解しておりますが、その副作用として起きる需要減退、それによる観光事業者の収入減少を適切に予測し、それに対する施策を事前に検討しておくべきと考えます。</p> <p>②徴収した税収の観光需要喚起のための適切利用 税収事態を持続的に維持できるようにするためには観光需要喚起のためのプロモーションが不可欠（不足している）と感じています。訪問税により観光振興による観光負荷への対策は実施できる（以前と比較して）のですから、世界競合からみてもリゾートとしてのすばらしい景色と時間+唯一無二の大自然と独自の文化を有する”エコツーリズムの聖地”というような、観光価値を十分に打ち出したプロモーションしていくことも観光振興戦略として検討し、この訪問税導入に伴っての活用方法としても盛り込んでいただければと思います。</p> | <p>①ご指摘のとおり、訪問税の導入による各島々への影響は島毎に異なり、島によっては観光需要や観光収入への影響を懸念する声もあります。今後は制度導入の影響等も予測しつつ、訪問税を活用した効果的な施策についても検討して参ります。</p> <p>②訪問税の使途に関しましては、条例の可決・施行後の議会における予算案の審議において十分議論を重ね、適切かつ有効な活用を目指していきたいと考えております。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|---|--|
| 55 | <ul style="list-style-type: none"> ・今よりも多くの自然や文化が守られ、どの島の人々も安心して暮らし続けてゆくための資財となるならば。訪問税につきましては賛成の意でございます。 ・しかし、なぜ「1000円」なのかという具体的な説明や「町の目指すまちづくり」の例などがパブリックコメントから簡単に飛べる資料などに分かりやすく示されていないため、単純に税額設定に疑問が湧きました。 ・島によっても観光需要や規模に差があり、この金額によっては観光業が成り立たない不安が生まれるのではないかと。また、町民の方々は単純に町外からの家族、友人知人、仕事関係者などを容易に呼ぶことへの気掛かりが生じるのではないかと。そうした各島へのヒアリングや現時点での問題や課題など行政需要を必要としている具体的な内容が提示された上での暫定金額を表示すべきだと考えます。 ・観光需要を増やすために立派な宿泊施設や建物を増やせばよいということになるならば、島の景色でもある民宿との関係性や「海ぬ美しゃ」を守ることに対してより一層の工夫が必要となります。抽象的ではありますが、本当の声、本来の姿をよく取り入れた上でのもう少し愛あるプロセスこそとても重要だと感じました。 ・町民の課税負担がなくインフラを整えることができる法定外普通税の徴収には心から賛成です。幅広く使うことのできる資財だからこそ、町民の方々の声をしっかりと汲んでいただきたいです。 ・税額の熟考を期待するとともに誰も求めていない施設や建築物などが生まれませんように。竹富で暮らす皆さん、竹富へ訪れる人々共に協力し「未来へ継承してゆきたい」と思えるまちづくりの条例となるよう切に願います。 | <p>竹富町のホームページに掲載している審議委員会の「竹富町訪問税導入について【報告書】」や青木委員長の「訪問税の理論と要点」にも財政需要の推定や税率設定の根拠に関するデータを記載しておりますので、ご参照ください。</p> <p>これまでもホームページによる情報共有等に努めて参りましたが、まだ不十分な点は多々あるかと存じますので、今後もデータの収集、解析を行ったうえで、適切な情報共有に努めて参りたいと考えております。</p> <p>原案の税率については、訪問者により増大する財政需要を賄う目的から審議委員会の報告書で示された3案に対して、竹富町内の各島々での説明会で出された意見等を踏まえて、町長の判断により一旦1,000円とさせていただきました。いただいたご意見も含めて議会にご提示し、税率について慎重にご審議いただいた上で決定させていただきます。</p> <p>訪問税の用途に関しましては、条例の可決・施行後の議会における予算案の審議において十分議論を重ね、適切かつ有効な活用を目指していきたいと考えております。また、用途に関する説明責任に関しましては、訪問者や町民の皆様のご理解をいただき、本制度を適切に運用していく上でも極めて重要な観点であると認識しております。いただいたご意見も踏まえて、丁寧な対応を行うべく引き続き検討していきたいと考えております。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|---|--|
| 56 | <p>・訪問税の導入に関しては賛成です。今後の町の財源確保を考えれば、やむを得ないと思います。しかしながら、金額に関してはまだ疑問を感じております。税率 1,000 円に引き下げたものの、まだ、今の時点では高額に感じております。</p> <p>・私が考えるには、今は 300 円程度で、まずはこの訪問税制度を手に入れる事、そして出来る限りそれぞれの立場の人に、不満を残さない形で徴収を始める事が大切と考えます。</p> <p>・訪問税は値上げではなく増税である事が、1つのポイントです。私たち事業者は値上げを考える時、はっきりとその理由をみせながら、お客様に納得のいくサービスを提供する事ができます。しかし、訪問税を導入してすぐに町内へ訪れる方々へ、その施設、サービスの向上等を目に見える形で提供するのには難しいです。そこに対して、人々は疑問や不満を感じやすいのです。</p> <p>・今は低額の増税で我慢しておきながら、今後、行政・事業者・住民がどのように進んでいけば、増額を 500 円・1,000 円・2,000 円と増税していけるのか、しっかりと考え、学び試行錯誤を繰り返していかなければなりません。言わば、官民一体となって訪問税を育てていくべきなのです。竹富町の財政が、逼迫して喜ぶ町民はいませんので、皆理解して共に歩んでくれると思います。</p> | <p>原案の税率については、訪問者により増大する財政需要を賄う目的から審議委員会の報告書で示された 3 案に対して、竹富町内の各島々での説明会で出された意見等を踏まえて、町長の判断により一旦 1,000 円とさせていただきました。いただいたご意見も含めて議会にご提示し、税率について慎重にご審議いただいた上で決定させていただきます。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|---|---|
| 57 | <p>①直接寄港するクルーズ船について 定期航路を使用せず直接町内に入るようなクルーズ船観光というのは想像を超える大人数のゲストが一度に上陸してきますので、訪問税の導入について検討しているならば提示していただきたいです。</p> <p>②許容量を超える観光客数について 観光客を減らすためのことを考えたりはしているのでしょうか。現在では夏場だけにとどまらず通年にわたり多くの観光ゲストの方で島はにぎわっており、有難いと思う一方で船舶は常に満席であり港の駐車場も常にパンクしているような利用状況です。(西表島の場合)訪問税で財源を増やすことも大切ではありますが同時に適正な観光人数など調整を図るべきときだと思います。</p> <p>③訪問税値段設定について 竹富町の場合は訪問税を払うだけで観光は完了せず、町内に入ってから宿泊、アクティビティ、飲食、移動など多数の観光が広がりますので観光ゲスト側の気持ちにもなって慎重に設定をおねがいします。可能ならば直接のクルーズ船観光の場合は訪問税を少し上げられたら良いと思います。</p> <p>④新たに増えた財源利用方法について 何か必要なものや新たな箱ものを建てるなど色々潤ってくると活用方法に目がくらみそうです。ぜひ観光客、住民、関係者にとって益となる有効利用を例にあげて住民の納得を得てほしいと思います。(※多数の使途をご提案いただきましたが、紙面上割愛させていただきます) ・訪問税が実際に始まるかどうかわかりませんがこういった話合いから様々な問題に気付き改善していけるような役場の今後の活躍に期待しています。</p> | <p>①個人船やクルーズ船を利用した者であっても、竹富町内の島々に訪問した者全てが訪問税の納税対象者となります。ただし、これらの訪問者については申告書を町長に提出して納税する申告納税の方法により徴収することとなりますので、脱税行為が起きないようにするため、事前の周知徹底や監視体制の確保等、運用段階において適切な措置を講じて参ります。</p> <p>②原案では、税率を1000円と設定しており、あくまで訪問者に起因した財政需要の一部を訪問者に負担いただくことを目的とした制度であり、オーバーツーリズム対策としての入域観光客の抑制は本条例の目的には含めておりません。しかし、ご指摘のように適正な観光管理の実現は竹富町にとって重要な課題の一つであると認識しており、別途、必要な施策を講じていきたいと考えております。</p> <p>③原案の税率については、訪問者により増大する財政需要を賄う目的から審議委員会の報告書で示された3案に対して、竹富町内の各島々での説明会で出された意見等を踏まえて、町長の判断により一旦1,000円とさせていただきました。いただいたご意見も含めて議会にご提示し、税率について慎重にご審議いただいた上で決定させていただきます。</p> <p>④訪問税の使途に関しましては、条例の可決・施行後の議会における予算案の審議において十分議論を重ね、適切かつ有効な活用を目指していきたいと考えております。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|--|--|
| 58 | <p>・訪問税の必要性は理解してつもりですので税の導入自体には反対ではありませんが、金額や徴収に関して意見があります。</p> <p>・年間 20 万人以上が訪れる島(世界遺産の島や主な産業が観光の島)と年間訪問者 2 万人程度の島を同じ金額にするには無理があると思います。宿泊税でも宿泊料金によって段階的に値段を変えています。法定外普通税を導入している宮島でも宮島を訪れる者のみの税となっており、廿日市市への訪問でかかる税ではありません。税の枠組み上、無理との説明が以前にありましたがそこは政治家の工夫で再考頂ければと思います。</p> <p>・訪問税が導入されれば黒島に定期船で訪れてシュノーケルツアー、ダイビングツアー等に参加する方には税金が掛かります。一方、石垣島のツアー会社から黒島周辺にシュノーケルツアーなどで訪れても上陸しなければ税金が掛かりません。これでは不公平で黒島のツアー会社を使うインセンティブが下がる事が容易に想像できます。黒島に上陸して黒島の飲食店でランチを取っていた石垣島のツアー会社も上陸ランチを止めてお弁当持参で船上ランチに変えるかもしれません。いずれも黒島の観光業にとってはマイナスになります。石垣市優遇、町内業者圧迫のような税制は再考していただきたいと思います。</p> <p>・竹富町の沿岸区域、平水区域で錨泊または停泊する船舶も竹富町の自然環境に負荷をかけるため訪問税の対象にするべきではないでしょうか。</p> | <p>税制度は憲法第 14 条第 1 項の規定により「税の下の平等」が厳格に定められており、同一自治体内で課税額に差を付けることは不公平な課税とみなされるため、島毎に課税額を変えることはできません。また、特定の島だけに限定して課税することは可能ですが、訪問者に起因した財政需要の増大は特定の島だけに発生している課題ではなく、しかも対象となる島以外の住民は竹富町民であっても納税義務者となってしまいます。そのため、原案では竹富町を一つのエリアとして扱い、外部から竹富町への訪問者を納税義務者として、訪問者に起因する財政需要を一律に負担してもらう仕組みとしています。</p> <p>また、地方税法には租税管轄権が規定されており、地方自治体が課税できるエリアは当該自治体の中に限定されており、「海域」は地方自治体の区域には含まれないため、海域への訪問（竹富町の島に上陸せず、海域を運航または停泊している船に乗っている者）に対して課税を行う権限を地方自治体は有していません。ただし、訪問税制度とは別途、観光客の竹富町への宿泊・滞在を推進する施策により、町内の事業者と石垣島等の事業者の格差が生じないように努めていきたいと考えております。</p> |

| 番号 | ご意見等 | 見解、対応方針等 |
|----|--|--|
| 59 | <ul style="list-style-type: none"> ・本訪問税案に関する住民説明会の状況と、審議会答申では2000円が適当とされていた税額が1000円に変えられた経緯は、審議会委員と住民との間の意識の乖離が大きいことを示しています。 ・本訪問税案の検討では、多数の島によって構成される竹富町特有の状況が十分考慮されておらず、いわゆる富裕層が滞在するリゾートホテルを有する島や自然保護のため来訪者数を減らすことが必要と考えられている島の状況を基準に、税収を扱う行政単位である竹富町全域の来訪者に関する政策を決定しようとしています。このため、それとは異なる条件にある島の状況が考慮されておらず、政策の効果と影響に大きな不公平が生じることになります。 ・来訪者についても、「首都圏を中心とする全国の人々」という、都会人的な発想に基づく想定がされており、都市域からのリゾート客以外の、収入の低い地方住民などの来訪者にどのような影響を与えるかは考慮されていません。 ・こうした検討には、遠隔地社会や観光文化に関しての有識者の知見が重要ですが、今回の訪問税案の審議会では、外部の経済学専門家による狭い観点のみからの主張を中心として議論されており、審議会の委員選定や運営には改善の余地があったと考えられます。 ・住民説明会でこれだけの懸念が表明された以上、かつての「ヤマネコ論争」の轍を踏まぬために、委員を入れ替えた新たな審議会で、これまで検討されていなかった側面も視野に入れた議論を深めたうえで、訪問税導入について再検討すべきです。 | <p>原案の税率については、訪問者により増大する財政需要を賄う目的から審議委員会の報告書で示された3案に対して、竹富町内の各島々での説明会で出された意見等を踏まえて、町長の判断により一旦1,000円とさせていただきましたが、税率に対する住民意見の中には2000円では高すぎるという意見だけではなく、2000円は妥当、あるいはもっと高額でも必要であれば徴収すべきとの意見もあり、一概に審議委員会の答申と乖離しているとは言えないと認識しております。</p> <p>また、税率の検討はあくまで竹富町内各島々において発生している訪問者に起因する財政需要の総額から算定しているものであり、特定の島のみ、あるいは特定の訪問者の方々を想定して検討したものではありません。</p> <p>確かに訪問税の導入による各島々への影響は、島毎に異なることも想定されますが、訪問税を活用した様々な施策を各島々の特性に応じて講じていくことにより、どの島にも新たな効果を生み出し得るものと考えております。</p> <p>税率については、いただいたご意見も含めて議会にご提示し、慎重にご審議いただいた上で決定させていただきます。</p> |